## 騒音に係る環境基準の地域類型の指定について

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づき市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとする。

なお、関係図面は、西東京市みどり環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日(西東京市告示第74号)

- 1 環境基準を適用する地域 西東京市の全域
- 2 騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める地域の類型による区分

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第4項 までに定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専 用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用 地域
В	都市計画法第9条第5項から第7項までに定められた第1種 住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
С	都市計画法第9条第8項から第11項までに定められた近隣商 業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域